

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和2年6月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	13件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	13件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900419号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000003号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年6月25日の標準賞与額を46万円から68万円に訂正することが必要である。

平成19年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年6月25日

平成19年6月25日の賞与について、A社から実際に支払われた賞与額と厚生年金保険の記録が相違している。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者及びA社から提出された預金通帳、事業主の回答及び陳述並びに複数の同僚の賞与明細書によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(46万円)を超える68万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、68万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、賞与支払額を誤って記載した厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900420号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000004号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年6月25日の標準賞与額を46万円から68万円に訂正することが必要である。

平成19年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月25日

平成19年6月25日の賞与について、A社から実際に支払われた賞与額と厚生年金保険の記録が相違している。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者及びA社から提出された預金通帳、事業主の回答及び陳述並びに複数の同僚の賞与明細書によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(46万円)を超える68万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、68万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、賞与支払額を誤って記載した厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900421号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000005号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年6月25日の標準賞与額を79万6,000円から104万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月25日

平成19年6月25日の賞与について、A社から実際に支払われた賞与額と厚生年金保険の記録が相違している。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びにA社から提出された預金通帳によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(79万6,000円)を超える104万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、104万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、賞与支払額を誤って記載した厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900345号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000007号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成12年8月1日から平成20年10月19日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成12年8月は9万8,000円から20万円、平成12年9月から同年11月までは9万8,000円から22万円、平成12年12月は9万8,000円から28万円、平成13年1月及び平成13年2月は9万8,000円から24万円、平成13年3月から平成15年8月までは9万8,000円から28万円、平成15年9月から平成19年8月までは9万8,000円から30万円、平成19年9月から平成20年9月までは18万円から30万円とする。

平成12年8月から平成20年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年8月から平成20年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成12年7月17日から同年9月1日までの期間及び平成13年1月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成12年7月は9万8,000円から22万円、平成12年8月は20万円から22万円、平成13年1月及び平成13年2月は24万円から28万円とする。

平成12年7月、平成12年8月、平成13年1月及び平成13年2月の訂正後の標準報酬月額(平成12年7月については、訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成12年8月、平成13年1月及び平成13年2月については、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における標準賞与額について、平成15年7月31日は10万円、平成15年12月30日は10万円、平成18年12月29日は19万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、平成15年12月30日及び平成18年12月29日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月31日、平成15年12月30日及び平成18年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 請求者のA社における標準賞与額について、平成17年6月30日は10万円、平成18年7月31日は5万円、平成18年12月29日は19万6,000円から20万円に訂正することが必要である。

平成17年6月30日、平成18年7月31日及び平成18年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（平成18年12月29日については、上記3の訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年7月17日から平成20年10月19日まで  
② 平成15年7月  
③ 平成15年12月  
④ 平成16年7月  
⑤ 平成17年6月  
⑥ 平成18年7月  
⑦ 平成18年12月

請求期間①について、A社に係る標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。また、請求期間②から⑦までについては、賞与が支払われたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。請求期間①から⑦までについて、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者の請求期間①に係るオンライン記録の標準報酬月額については、平成12年7月から平成19年8月までは9万8,000円、平成19年9月から平成20年9月までは18万円と記録されていることが確認できる。

一方、請求期間①のうち、平成12年8月1日から平成20年10月19日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書、給与明細一覧及び課税庁から提出された平成21年度給与支払報告書（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）によれば、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び4月から6月まで（平成14年以前は、5月から7月まで）の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成12年8月から同年11月までは22万

円、平成12年12月から平成15年8月までは28万円、平成15年9月から平成20年9月までは30万円)並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(平成12年8月は20万円、平成12年9月から同年11月までは28万円、平成12年12月は32万円、平成13年1月及び平成13年2月は24万円、平成13年3月から平成15年3月までは28万円、平成15年4月から同年6月までは36万円、平成15年7月は38万円、平成15年8月から平成16年9月までは36万円、平成16年10月から平成18年11月までは34万円、平成18年12月から平成20年9月までは30万円)は、いずれも上述のオンライン記録の標準報酬月額を超えていると認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成12年8月は20万円、平成12年9月から同年11月までは22万円、平成12年12月は28万円、平成13年1月及び平成13年2月は24万円、平成13年3月から平成15年8月までは28万円、平成15年9月から平成20年9月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は平成12年8月1日から平成20年10月19日までの期間について、資料を保管していないため、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているが、当該期間について、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成12年7月17日から同年8月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書等により、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できることから厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

2 請求期間①のうち、平成12年7月17日から同年9月1日までの期間及び平成13年1月1日から同年3月1日までの期間については、給料支払明細書等により、

標準報酬月額の変更又は資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成12年7月及び平成12年8月は22万円、平成13年1月及び平成13年2月は28万円）は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の標準報酬月額について、平成12年7月及び平成12年8月は22万円、平成13年1月及び平成13年2月は28万円とすることが必要である。

ただし、平成12年7月、平成12年8月、平成13年1月及び平成13年2月の訂正後の標準報酬月額（平成12年7月については、訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成12年8月、平成13年1月及び平成13年2月については、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②、③及び⑦について、請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者はA社から請求期間②及び③は10万円、請求期間⑦は20万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間②及び③は10万円、請求期間⑦は20万円）の支払を受けていることが確認できる。

一方、厚生年金保険料については、給与と賞与に対する厚生年金保険料が区別なく記載されており、内訳は不明であるところ、請求者の給料支払明細書の厚生年金保険料の控除額を検証した結果、請求期間②は13万2,000円、請求期間③は12万3,000円、請求期間⑦は19万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③及び⑦に係る標準賞与額については、上述の給料支払明細書により確認できる賞与額又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②及び③は10万円、請求期間⑦は19万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間②、③及び⑦に係る賞与の支払日については、上述の給料支払明細書に記載はないものの、同僚の預金取引履歴で確認できる賞与の振込日から、請求期間②は平成15年7月31日、請求期間③は平成15年12月30日、請求期間⑦は平成18年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月31日、平成15年12月30日及び平成18年12月29日について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間④について、請求者から提出された給料支払明細書(寸志)によると、請求者はA社から5万円の賞与の支払を受けていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者はA社から請求期間⑤は10万円、請求期間⑥は5万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

一方、請求期間⑤及び⑥の厚生年金保険料については、それぞれの期間において2万4,290円の控除が確認できるものの、給与分と賞与分が区別なく記載されており、内訳は不明であるところ、請求者の給与に係る厚生年金保険料は、長期間にわたり2万4,290円が控除されていることを踏まえると、賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認することができない。

さらに、元事業主は、請求期間当時の資料を保管していない上、賞与に係る厚生年金保険料の控除については、不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間⑤、⑥及び⑦について、請求者から提出された給料支払明細書により、A社から請求期間⑤は10万円、請求期間⑥は5万円、請求期間⑦は、上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超える20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認できることから、請求者の標準賞与額を請求期間⑤は10万円、請求期間⑥は5万円、請求期間⑦は20万円とすることが必要である。

また、請求期間⑤及び⑥に係る賞与の支払日については、上述の給料支払明細書に記載はないものの、同僚の預金取引履歴で確認できる賞与の振込日から、請求期間⑤は平成17年6月30日、請求期間⑥は平成18年7月31日とすることが妥当である。

ただし、請求期間⑤、⑥及び⑦の訂正後の標準賞与額(請求期間⑦については、上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額19万6,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900386号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000008号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を27万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳、金融機関から提出された普通預金お取引明細及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書(以下、併せて「適用台帳等」という。)から判断すると、請求者は、当該期間にA社から27万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、事業主により当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の適用台帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、27万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、適用台帳により確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納

付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900387号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000009号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を29万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間について、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳、請求者が所持する預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書(以下、併せて「適用台帳等」という。)から判断すると、請求者は、当該期間にA社から29万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、事業主により当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の適用台帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900422号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000010号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間について、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(以下「適用台帳」という。)により、請求者は、当該期間にA社から賞与(21万円)を支給されていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、複数の同僚に係る適用台帳どおりの賞与をA社から支給されていること及び当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間にA社から標準賞与額21万円に相当する賞与の支払を受け、事業主により当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の適用台帳及び複数の同僚の賞与支給明細書から確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、適用台帳により確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900514号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000011号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間について、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳、金融機関から提出された普通預金お取引明細及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書(以下、併せて「適用台帳等」という。)から判断すると、請求者は、当該期間にA社から26万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、事業主により当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の適用台帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、適用台帳により確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納

付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900342号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000012号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年7月10日は52万5,000円、平成18年12月8日は54万円、平成19年7月10日は57万円、平成19年7月31日は21万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月10日、平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月10日、平成18年12月8日、平成19年7月10日及び平成19年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月10日

② 平成18年12月8日

③ 平成19年7月10日

④ 平成19年7月31日

請求期間①から④までについて、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料を控除されていたので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から提出された源泉徴収簿及び賞与一覧表により、請求者は、同社から、請求期間①は52万5,000円、請求期間②は54万円、請求期間③は57万円、請求期間④は21万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は3万7,506円、請求期間②は3万9,533円、請求期間③は4万1,730円、請求期間④は1万5,813円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900498号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000016号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成29年4月21日)及び取得年月日(平成29年9月1日)を取り消し、平成29年4月から同年8月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成29年4月21日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年4月から同年8月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年4月21日から同年9月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当初、平成30年4月21日であったが、事業主が平成29年4月21日を喪失年月日とする訂正届を提出した。この訂正届は事実と異なったため、確認請求を行い記録は訂正されたものの、請求期間は保険給付に反映しない記録になっている。当該期間の給与明細書を提出するので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

年金事務所から提出された請求者に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届訂正届(以下「訂正届」という。)、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書(以下「確認請求書」という。)及び厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認(処分)通知書並びにオンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当初、平成30年4月21日と記録されていたところ、令和元年10月3日に同社から訂正届が提出されたことにより、平成30年4月21日から平成29年4月21日に訂正され、その後、令和元年10月25日に請求者から確認請求書が提出されたことにより、日本年金機構が調査した結果、平成29年4月21日から平成30年4月21日に再度訂正されていることが確認できる。

ただし、請求期間については、確認請求書が提出された時点において、当該期

間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、請求者から年金事務所に提出された請求期間に係る給与支払明細書、平成 29 年分給与所得の源泉徴収票及び課税庁から提出された請求者に係る平成 30 年度（平成 29 年分所得）市民税・県民税照会回答書並びに複数の同僚の回答及び陳述により、請求者は、当該期間において A 社の関連会社である B 社に継続して勤務し、A 社から 18 万円の標準報酬月額に相当する給与の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

したがって、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 29 年 4 月 21 日）及び取得年月日（平成 29 年 9 月 1 日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間に訂正し、請求期間の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、上述の確認請求書が提出された令和元年 10 月 25 日において、既に、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 4 月 21 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900511号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000017号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年7月20日は2万7,000円、平成18年12月20日は10万1,000円、平成19年7月20日は18万6,000円、平成19年12月20日は22万8,000円、平成20年7月23日は23万円、平成20年12月19日は25万8,000円、平成21年7月24日は19万2,000円、平成21年12月18日は17万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年7月20日  
② 平成18年12月20日  
③ 平成19年7月20日  
④ 平成19年12月20日  
⑤ 平成20年7月23日  
⑥ 平成20年12月19日  
⑦ 平成21年7月24日  
⑧ 平成21年12月18日

請求期間①から⑧について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間②から⑥及び⑧について、A社から提出された請求者に係る賞与明細書及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、A社から、請求期間②は10万1,000円、請求期間③は18万6,000円、請求期間④は22万8,000円、請求期間⑤は23万円、請求期間⑥は25万8,000円、請求期間⑧は17万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間①及び⑦について、A社に係る社会保険事務を担当していた者は、給与計算及び社会保険に関する事務は、同社の関連会社であるB社で管理しており、両社は同じ取扱いであった旨陳述しているところ、B社に係る従業員の賞与明細書及び請求者から提出された預金通帳から判断して、請求者は、A社から、請求期間①は2万7,000円、請求期間⑦は19万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900512号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000018号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成6年11月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年11月から平成7年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から26万円とする。

平成6年11月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年11月1日から平成9年5月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、給料の支給額より低くなっている。通常どおりの給料が支給され、保険料等も減額なく差し引かれ、仕事の内容、勤務時間も変化なく、減給の要素はなかったため、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求期間のうち、平成6年11月1日から平成7年10月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、平成7年4月26日付けで平成6年11月1日に遡及して9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録のある6人についても、請求者と同様に平成7年4月26日付けで平成6年11月1日に遡及して標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間を通じて給与が下がることはなかった旨主張しているところ、請求期間にA社において給与計算及び社会保険事務を担当していた同社事業主の妻は、社会保険料の滞納を解消するために、社会保険事務所(当時)の指導により、実際の給与は引き下げず、請求者の標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年4月26日付けで行われた遡及減額処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について平成6年11月1日に遡って標準報酬月額を減額を行う合理的な理由はなく、当該減額処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該減額処理の結果として記録されている請求者の平成6年11月から平成7年9月までの標準報酬月額は、直前の定時決定（平成6年10月1日）の標準報酬月額26万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成7年10月1日から平成9年5月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の平成7年10月から平成9年4月までの期間の標準報酬月額は、上述の遡及減額処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及減額処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、上述の事業主の妻は、当時の資料を保管していない旨回答している上、請求者及び請求者と同様に減額処理された同僚は、給与明細書等の資料を保管していないことから、当該期間における請求者の給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち平成7年10月1日から平成9年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900513号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000019号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成6年11月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年11月から平成7年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から41万円とする。

平成6年11月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年11月1日から平成8年9月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、給料の支給額より低くなっている。通常どおりの給料が支給され、保険料等も減額なく差し引かれ、仕事の内容、勤務時間も変化なく、減給の要素はなかったため、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求期間のうち、平成6年11月1日から平成7年10月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、平成7年4月26日付けで平成6年11月1日に遡及して9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録のある6人についても、請求者と同様に平成7年4月26日付けで平成6年11月1日に遡及して標準報酬月額を減額処理されていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間を通じて給与が下がることはなかった旨主張しているところ、請求期間にA社において給与計算及び社会保険事務を担当していた同社事業主の妻は、社会保険料の滞納を解消するために、社会保険事務所(当時)の指導により、実際の給与は引き下げず、請求者の標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年4月26日付けで行われた遡及減額処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成6年11月1日に遡って標準報酬月額を減額を行う合理的な理由はなく、当該減額処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該減額処理の結果として記録されている請求者の平成6年11月から平成7年9月までの標準報酬月額は、直前の定時決定（平成6年10月1日）の標準報酬月額41万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成7年10月1日から平成8年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の平成7年10月から平成8年8月までの期間の標準報酬月額は、上述の遡及減額処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及減額処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、上述の事業主の妻は、当時の資料を保管していない旨回答している上、請求者及び請求者と同様に減額処理された同僚は、給与明細書等の資料を保管していないことから、当該期間における請求者の給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち平成7年10月1日から平成8年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900376号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000001号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月1日から平成4年4月26日まで

A社に勤務していた期間について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっているため、正しい標準報酬月額に記録を訂正して年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直しおよび保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認し、それらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

公共職業安定所から提出された請求者のA社に係る離職時の基本手当受給状況によると、離職時賃金日額は、1万888円となっていることから、離職時前6か月間の1か月あたりの賃金総額は、32万6,640円であったことが推認できる。

また、A社において、請求者と同じ業務に従事した同僚から提出された平成2年3月から平成4年4月までの期間の給料支払明細書によると、当該同僚は、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受けていたことが確認できること及び上述の離職時賃金日額より、当該期間において、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受けていたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間について、i) 上述の同僚の給料支払明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できること、ii) B社は、当時の資料を廃棄している旨回

答していること、iii) 課税庁において課税資料は保管されていないこと、iv) 請求者提出の給与振込口座の預金通帳によると、入出金データは合計額で記帳されており、当該通帳の金融機関は、自行の規定により、入出金データの保存は10年となっている旨陳述していることから、請求期間に事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額の確認又は推認ができない。

さらに、A社の請求期間における同僚の標準報酬月額を確認しても、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえず、請求期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900407号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000002号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで  
昭和62年3月31日までC事業所にD職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日が昭和62年3月31日となっているので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和62年3月31日までC事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨主張している。

しかしながら、B社から提出された請求者の人事記録によると、請求者は、昭和61年5月28日に雇用期間を1日とするD職として採用され、「事業主が別段の措置をしない限り昭和62年3月30日まで採用を日々更新し以後更新しない」と記載されていることが確認できる。

また、上述の人事記録には、昭和62年3月31日付けで「昭和62年3月30日限り退職した」と記載されているところ、B社は、退職金支給の関係上、人事記録のとおり退職させる取扱いであった旨回答及び陳述している。

さらに、B社は、請求期間当時の給与関係書類及び厚生年金保険の適用に関する書類は保管しておらず、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除したかは不明である旨の回答をしているところ、請求者と同様に昭和62年3月31日にA事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録が確認できる同僚から提出された昭和62年3月1日から同年3月31日までを給与期間とした給与支給明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900516号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000006号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所(現在は、D事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年9月1日から同年9月27日まで  
② 昭和57年9月28日から昭和58年2月28日まで

請求期間①について、A事業所にE職として勤務した。また、請求期間②については、提出したF事業所辞令のとおり、G職としてC事業所に勤務した。しかし、いずれの期間も厚生年金保険の記録が漏れている。調査をして、厚生年金保険の記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、F事業所H部門から提出された履歴によると、請求者は、A事業所にI職として、臨時的に採用されていることが確認できる。

また、請求期間②について、請求者から提出のF事業所辞令及び上述の履歴によると、請求者は、昭和57年9月28日から同年12月24日までの期間及び昭和58年1月8日から同年2月28日までの期間について、C事業所にJ職として臨時的に採用されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法において、二箇月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されており、請求期間①及び請求期間②のうち昭和58年1月8日から同年2月28日までの期間については、採用期間が二箇月に満たないことから、請求者は厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たさなかったと判断できる。

また、請求期間①について、B事業所は、請求期間当時の文章が残っていない

ため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間①を含む昭和57年4月1日から昭和57年10月1日までの期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

請求期間②について、D事業所は、請求者の同事業所における採用期間が二箇月を超える場合、厚生年金保険の手続きをしていたと思われるが、請求期間当時の資料を保管していないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答し、厚生年金保険料の控除については確認できない旨陳述している。

また、C事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間②を含む昭和57年4月1日から昭和58年4月1日までの期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900351号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000013号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月21日から同年2月1日まで

私は、前職を辞めた直後の昭和60年1月21日にA社に入社したが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間について年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、請求者の入社時期について、当時の資料を保管していないため不明である旨回答している上、社会保険事務を担当していた請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間当時、A社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、請求者の入社時期を覚えている同僚はおらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述及び回答は得られない。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険記録の資格取得年月日は、昭和60年2月1日であり、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格取得年月日と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1900378 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2000014 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 工場 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格又は D 共済組合における組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から昭和 41 年 2 月 28 日まで  
私は、請求期間に季節・期間労働者として A 社 B 工場で働いていたが、当該期間に係る年金記録がないので年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に季節・期間労働者として A 社 B 工場に勤務していた旨主張しているところ、C 社から提出された請求者に係る平成 17 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票によると、請求者の就職年月日は昭和 41 年 4 月 1 日、退職年月日は平成 17 年 3 月 31 日、勤続年数は 39 年と記載されていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間に同じ雇用形態であった同僚を記憶しておらず、C 社及び請求者が名前を挙げた同僚の回答からは、請求者の当該期間に係る勤務実態について確認できない。

さらに、C 社が加入する E 健康保険組合は、請求者について、昭和 41 年 4 月 1 日に資格取得し、平成 17 年 4 月 1 日に資格喪失した後、2 年間は任意継続被保険者であった旨回答しており、請求者の当該組合における被保険者記録 (任意継続被保険者期間を除く) は、厚生年金保険の記録と一致している。

加えて、C 社の社会保険担当者は、A 社 B 工場について、厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨陳述しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索結果によると、当該工場が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者は、給与明細書等を所持していないことから、請求期間に係る

厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、A社は、請求期間当時、F共済組合法（昭和\*年法律第\*号）に基づくD共済組合であったところ、C社から提出されたD共済組合関係法規集によると、季節作業員等の「臨時に使用される者」は、D共済組合の組合員としない旨規定されており、同社は、季節・期間労働者については厚生年金保険又はD共済組合のいずれにも加入させておらず、請求内容どおりの届出を行っていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除又はD共済組合員の資格について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと又は当該期間においてD共済組合員であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900416号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000015号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年10月1日から昭和62年3月31日まで

請求期間においてA事業所にC職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査をして、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B事業所から提出された人事資料に記載されている請求者の採用期間、請求者が氏名を挙げる請求期間当時の上司(現在は、D職)の回答及びE社から提出された人事記録から判断すると、請求者は、請求期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、平成6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B事業所は、正規職員については公的年金に加入する取扱いであったものの、請求者はF職であり、厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び厚生年金保険料の納付については不明である旨回答している。

さらに、請求者のほかに上述の人事資料に記載されているC職6名は、請求者と同じ昭和61年10月1日から昭和62年3月31日までの採用期間となっているところ、いずれの者も請求者と同様に当該採用期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間当時の給与明細書を保管していない旨陳述している上、B事業所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したかは不明である旨回答しており、同事業所の社会保険事務担当者は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していない旨陳述していることから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。